

公益財団法人片野重脩交通遺児奨学会役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等は、公益財団法人片野重脩交通遺児奨学会定款（以下「定款」という。）第13条及び第28条に定めるとおり無報酬とする。